

2013

2/25

広報

もりや

おしらせ版

<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

Public Information MORIYA

地域で安全・安心なまちづくりを目指して

●問合先

市役所交通防災課
交通・防災G 内線138

みんなでなくそう迷惑駐車

その駐車あなたは

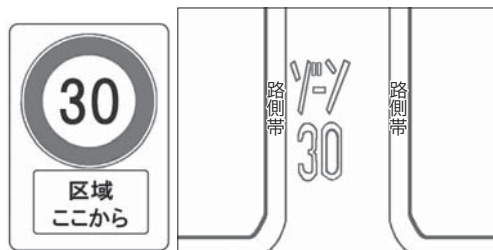
よくてもみんなが迷惑
最近、道路を駐車場代わ
りにした車が目立ちます。「ちよつとだけなら」「交通
量が少ないから」「家の前だ
から」という軽い気持ちで、
多くの迷惑をかけています。○迷惑駐車が道路を狭くし
て交通事故を誘発道路に駐車車両があると、
歩行者や自転車の通行を妨
げ、やむを得ずよけて通行
しなければなりません。ま
た、駐車車両はその先の視
界を遮るため、幼児や児童
の飛び出しなどによる交通
事故の原因になります。

○緊急自動車の活動の妨げ

1分1秒を争う消防車や
救急車などが通行不能にな
り、人命救助に重大な影響
を与えます。道路だけでな
く消火栓付近などへの駐車
も活動を妨げます。

○車庫の出入りの妨げ

マナーを知らないドライ

バーのために、車庫の出入
りができません。近所の方
も迷惑と思っても、苦情を
言えずに困っています。○街の美観を損ね、犯罪を
招く多くの人が生活する美し
い街並みを、車の列が汚し
ています。また車上狙いな
どさまざまな犯罪を招く可
能性があります。一人一人が
迷惑駐車をなくそうとする
思いと心掛けが大切です。みんなで迷惑駐車を追放
し、安全で住みよい環境を
つくりましょう。青空駐車
は重い処罰を受けます！車庫法(※)により、道路
を自動車の保管場所として
使用することは禁止され
ています。駐車禁止となっ
ていない道路でも、同一の
場所に引き続き12時間以上
(夜間は8時間以上)駐車す
ると車庫法違反となります
(罰則20万円以下の罰金)。※自動車の保管場所の確保
等に関する法律生活道路の安全を確保する対策
「ゾーン30」を開始!!通学路や住宅地等におけ
る生活道路の安全を確保す
るため、一定の区域内にお
いて最高速度30キロメー
トル毎時の規制等を行います。▼実施地区 松ヶ丘一丁
目・けやき台五丁目・けや
き台六丁目の一部「ゾーン30」の入口は標識や路面標示
で、わかりやすくします。

●ドライバーの方へお願い

・ゾーン内は最高速度30キ
ロメートル毎時を順守
・ゾーン内の通り抜けを控
える

▼問合先

取手警察署交通課
☎0297・77・0110

春季全国火災予防運動

3月1日(金)～7日(木)

「消すまでは 出ない
行かない 離れない」昨年、市内では21件の火
災が発生しました。火災は
気を付けていれば未然に防
げます。皆さんも火災を起
こさないようにしましょう。◎住宅防火 いのちを守る
7つのポイント【3つの習慣】①寝たばこ
は絶対にしない②ストーブ
は、燃えやすいものから離
れた位置で③ガスコンロな
どのそばを離れるときは必
ず火を消す【4つの対策】
①逃げ遅れを防ぐため住宅
用火災警報器を設置する
②寝具・衣類・カーテンか
らの火災を防ぐために、防
炎製品を使用する③火災を
小さいうちに消すために、
住宅用消火器等を設置する
④お年寄りや身体の不自由
な方を守るために、隣近所
との協力体制をつくる

▼問合先

守谷消防署 ☎46・0119
／守谷消防署南守谷出張所
☎20・0119